

ID: 63

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市重度障害者福祉手当条例 第3条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第223号		
【根拠条文】 (受給資格) 第3条 福祉手当を受けることができる者は、当該年度の12月31日に市の住民基本台帳に記載されている次の各号に掲げる者とし、かつ、重度障害者及びその他障害者にあつては、当該障害者等本人が非課税世帯(当該年度の市民税所得割を納付すべき者がいない世帯をいう。)に属し、当該年度の12月31日において社会福祉施設に入所をしていない者及び前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの期間において3箇月以上の入院をしていない者（以下「受給資格者」という。）とする。 (1) 保護者 (2) 保護者のない障害者等 2 福祉手当を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 3 市長は、前項の認定をしたときは、申請者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (福祉手当の額) 第4条 福祉手当の額は、次のとおりとする。 (1) 障害児 1人につき 年額30,000円 (2) 重度障害者 1人につき 年額15,000円 (3) その他障害者 1人につき 年額5,000円			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日